

## 「岩手県高齢者向け住宅リフォーム相談員」養成講習会のお知らせ

岩手県では、高齢化の急速な進行により、住宅ストックのバリアフリー化の推進が求められています。また最近、高齢者世帯などにおいて、訪問販売などによる住宅リフォーム工事契約に伴い消費者被害が生じ、社会問題となっているところです。

このような課題に取り組むため、県では、県民奉仕の精神と誠意をもって高齢者向けの住宅リフォームに関する助言や情報提供を行う建築士の養成を目的として、岩手県高齢者向け住宅リフォーム相談員の養成講習会を開催します。

この趣旨にご理解とご賛同をいただき、講習会にご参加いただきますようご案内申し上げます。

**平成 20 年 12 月の第 4 回講習を受講された方は平成 26 年 12 月末が有効期間満了となりました。更新登録する場合は本講習会受講のうえ、申請が必要となりますので、受講申込をお願いいたします。**

### I 相談員について

#### 1 相談員の登録

相談員は、講習の受講修了者が申請することにより知事が登録し、この相談員の情報を県民等に公表します。

#### 2 相談員の業務

相談員は、県民等からの依頼に応じて、高齢者向け住宅リフォームに関する次の業務を行います。

- (1) 一般相談業務 リフォーム事例の紹介、各種制度の紹介など（無料業務）
- (2) 現地相談業務 現地調査、簡易なリフォーム計画案の作成、概算費用の算出など（必要経費の徴収可。ただし、事前に依頼者へ金額の明示が必要。）

#### 3 相談員の責務

相談員は、県民奉仕の精神と誠意をもって一般相談業務または現地相談業務を行うものであり、依頼者からの求めがない限り、住宅リフォームの勧誘等の営業活動を行うことはできないことをご了承ください。

### II 講習会について

1 主 催 岩 手 県

2 運 営 一般社団法人 岩手県建築士事務所協会

3 受講対象者 岩手県高齢者向け住宅リフォーム相談員登録制度要綱第 4 条の項目**全て**を満たす方  
1. 本講習会を受講し、新規に登録を希望される方  
2. 第 4 回講習会（平成 20 年 12 月開催）受講者で平成 27 年の登録更新のため、受講を希望される方  
**※(修了証は3年間有効です。)**

#### 《岩手県高齢者向け住宅リフォーム相談員登録制度要綱（抜粋）》

（登録）

第 4 条 相談員は、次の各号の全てに該当する者でなければならない。

- (1) （相談員登録の）申請の日から過去 3 年以内に講習を修了していること。
- (2) 岩手県内に居住又は勤務していること。
- (3) 建築士法（以下「法」という。）第 23 条の 3 第 1 項の規定により知事が登録した建築士事務所のうち、申請の日から過去 5 年以内に法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定による処分を受けていない建築士事務所（以下「特定建築士事務所」という。）に勤務する、法第 2 条第 1 項の規定による建築士（以下「建築士」という。）であること。
- (4) 申請の日において、建築に関して 10 年以上の実務の経験（法第 14 条第 1 号から第 3 号までの各号にいう建築に関する実務の経験とし、単なる写図工若しくは労務者としての経験又は単なる庶務、会計

その他これらに類する事務に関する経験を含まないものとする。)を有すること。

- (5) 現に主たる業務として前号の実務に従事していること。
- (6) この要綱の規定を遵守することを誓約していること。
- (7) 申請の日から過去5年以内に法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定による処分を受けていないこと。
- (8) 禁錮以上の刑に処せられたことがないこと。

(登録証の有効期間の更新)

**第11条** 第5条第2項の有効期間(登録の日から5年を経過した日の属する年の末日まで)は、申請により更新するものとする。

2 前項の更新を受けようとする者(以下「更新申請者」という。)は、次の各号の全てに該当する者でなければならない。

- (1) 次項の申請の日から過去3年以内に講習を修了していること。
- (2) 岩手県内に居住又は勤務していること。
- (3) 特定建築士事務所に勤務する建築士であること。
- (4) 現に主たる業務として第4条第1項第4号の実務に従事していること。
- (5) この要綱の規定を遵守することを誓約していること。
- (6) 次項の申請の日から過去5年以内に法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定による処分を受けていないこと。
- (7) 禁錮以上の刑に処せられたことがないこと。

#### 4 日時・会場

開催日	時間	会場
平成27年2月26日(木)	10:00~16:50	いわて県民情報交流センター アイーナ 812 盛岡市盛岡駅西通1-7-1 電話 019-606-1717

#### 5 講習内容(都合により変更される場合があります。) CPD認定講習となります。(5単位)

時間割	講義科目	講師(予定)
9:30~10:00	受付	
10:00~10:10	あいさつ	岩手県県土整備部建築住宅課 (一社)岩手県建築士事務所協会 会長 新沼義雄
10:10~10:50 (40分)	岩手県高齢者向け住宅リフォーム相談員登録制度について	岩手県県土整備部建築住宅課
10:50~11:20 (30分)	福祉関係制度について(仮題)	岩手県保健福祉部長寿社会課
11:20~12:30	休憩(昼食)	
12:30~14:30 (120分)	介護保険における住宅改修	岩手県立大学社会福祉学部福祉経営学科 教授(学科長) 狩野徹氏
14:30~14:40	休憩	
14:40~16:40 (120分)	高齢者が居住する住宅の改修実務	有限会社三浦設計 代表取締役 三浦哲氏
16:40~16:50	受講修了証の交付及び登録申請受付	

#### 6 定員 150名

※申込者数が定員を超えた場合は、申込受付の早い順に受講者を選定します。

## 7 受講料 6,480円（講習教材代金含む、消費税込）

＜使用テキスト＞「介護保険における住宅改修実務解説」（財）住宅リフォーム・紛争処理支援センター  
（平成25年5月改訂版）

「高齢者が居住する住宅の設計マニュアル」株ぎょうせい（平成22年11月改訂版）

※講習会当日に欠席された場合、受講料はお返しできません。後日、（一社）岩手県建築士事務所協会において講習教材をお渡しすることになりますのでご注意ください。

## 8 申込み方法 受講申込書（新規の場合は様式第1号、更新の場合は様式第9号）に必要事項を記入し、次の添付書類とともに下記の申込先に郵送または持参してください。

＜添付書類＞（1）顔写真1枚貼付け（縦4cm×横3cm、6ヶ月以内撮影、正面上半身、無帽、無背景、裏面に氏名・撮影年月を記入）

（2）建築士免許証の写し

（3）受講料について

### ① 郵送により申し込まれる場合

郵便局の備え付けの振込票にて振込後、申込締切日までに下記の申込先に到着するように郵送願います。※現金書留にて申込書等同封の上、郵送も可

郵便口座 02260-4-74064 名義 一般社団法人岩手県建築士事務所協会

### ② 持参により申し込まれる場合

申込締切日までに下記の申込先に受講申込書とともにお支払い下さい。

※この案内は、岩手県知事登録のすべての建築士事務所に発送しています。一つの建築士事務所複数の方が申し込まれる場合は、受講申込書（新規の場合は様式第1号、更新の場合は様式第9号）を両面コピーしてご利用ください。

※誓約書は必要事項を記入申請者及び開設者の印を押印の上、講習会終了後の登録申請の際に提出下さい。

## 9 申込・問合せ先 一般社団法人 岩手県建築士事務所協会

〒020-0016 盛岡市名須川町18-16 建築会館 電話 019-651-0781

## 10 申込期間 平成27年2月2日（月）～平成27年2月20日（金）17:00 必着

※ただし、申込みが定員に達し次第、受付を締め切ります。締切間近のお申込みの場合は、あらかじめ定員の空きを（一社）岩手県建築士事務所協会にご連絡の上、ご確認ください。

## 11 受講票 講習会の開催前に勤務先へ発送しますので、講習会に持参し、受付に提示してください。

※講習会の5日前になっても受講票が届かない場合は、（一社）岩手県建築士事務所協会へご連絡ください。

## 12 受講修了証 受講者には、講習会終了後受講修了証を交付します。

＜注 意 事 項＞ 講義中に長時間中座された方には、受講修了証を交付しませんのでご注意ください。

## 13 登録申請受付 講習会終了後に登録受付を致しますので、次の書類をご用意下さい。

① 受講申請書(受講申込書) (修了証と一緒に当日お返し致します。)

② 顔写真1枚 (登録証貼付け用)

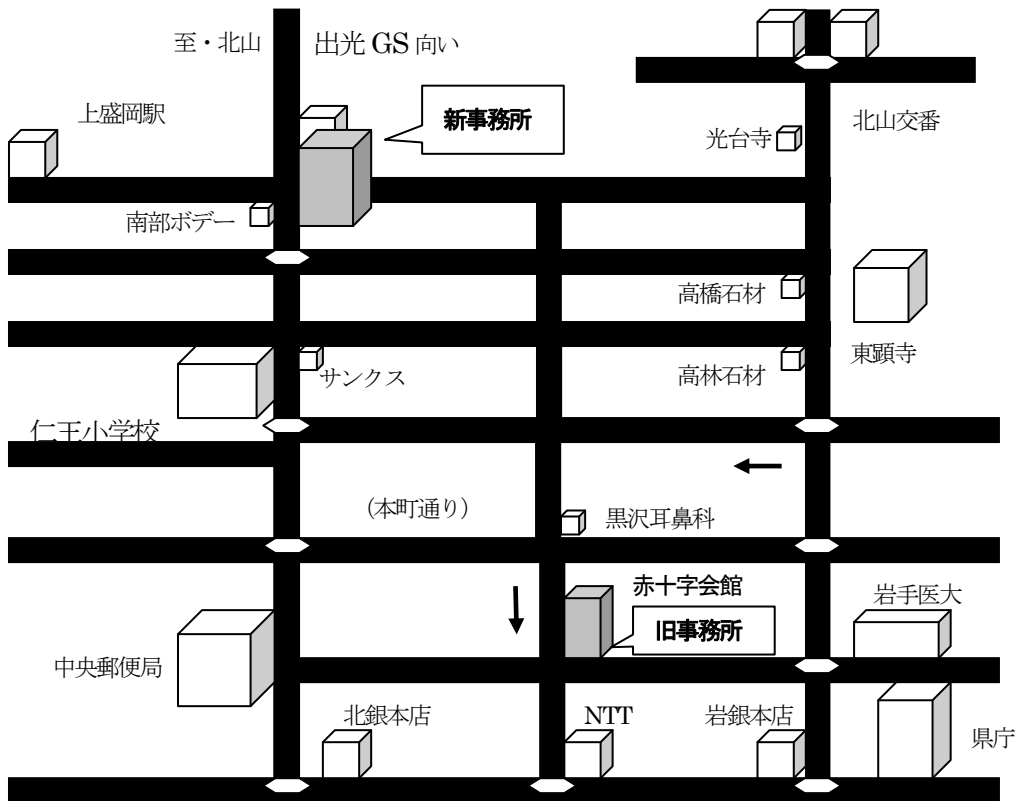
③ 居住地又は勤務地が岩手県内であることを証するもの (運転免許証の写し、又は住民票、申請者が勤務していることを建築士事務所の開設者が証する書面等。)

④ 受講修了証の写し (終了後原本と写しと2枚お渡し致します。)

⑤ 誓約書 (様式第2号) (申請者と開設者の押印が必要)

⑥ 申請者印鑑 (訂正印等に使用)

※ 当日登録申請出来ない方は所管の広域振興局土木部・土木センターに申請できますので、忘れずに登録手続をお願い致します。



会場案内図

いわて県民情報交流センター アイーナ 盛岡市盛岡駅西通1-7-1



参考【駐車場のご案内 (有料)】

盛岡駅西口地区駐車場 (市営: 448台) 盛岡市盛岡駅西通一丁目1番5号 (アイーナ東側向かい)

駐車時間	駐車料金
午前7時から午後6時まで	駐車時間30分までごとに100円
午後6時から午後11時まで	駐車時間1時間までごとに100円

※アイーナの運営ではありませんので、駐車料金の割引はございません。

この他、マリオス立体駐車及び付近の有料駐車場をご利用下さい。